

# 09 電力の小売自由化



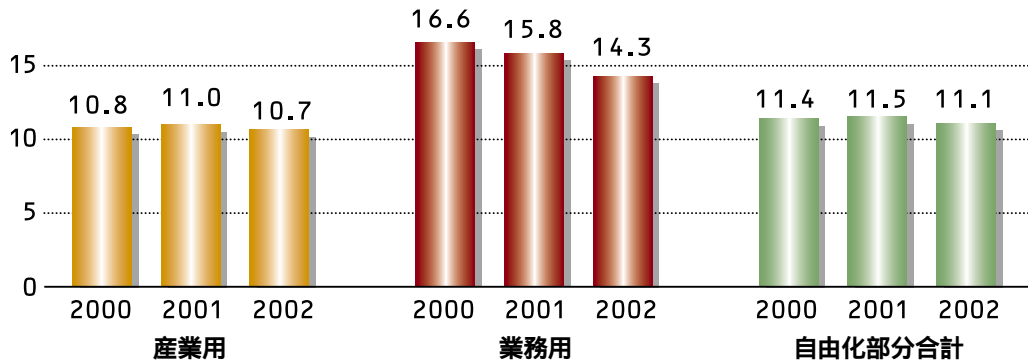
これまで電力の小売は、全国10の電力会社(一般電気事業者)によって独占されていましたが、2000年3月の電気事業法改正により「特定規模電気事業制度」が創設され、産業用、業務用として電力を使用する大規模な需要家(受電電圧2万V以上、使用規模2000kW)に対し、電力小売が可能となりました。

あわせて、既存の電力会社が所有する送電ネットワークへの接続ルールを整備し、新規参入者がこのネットを経由して電力の販売を行えるよう、一連の規制改革も行っています。

小売自由化された分野の電気料金の推移は図のとおりです。特に業務用電力(大規模なビルやホテル等)で大幅に低減しています。

2003年度には、安定供給の確保や地球環境への適合を図りつつ、電力小売の自由化範囲の拡大、卸電力市場の整備、送電部門の中立性確保など、さらなる電力市場改革に向け、電気事業法の改正等が予定されており、一層の競争原理の導入と全国規模での電力流通・取引の活性化が期待されています。

小売自由化された分野の電気料金の推移(単位:円/kWh)



2002年度は上期のみのデータです。

出典 電力需要調査(資源エネルギー庁)